

---

## 【特集】ヴェルサイユ体制下のドイツ，史的再考

—ヴァイマル共和国の政治，経済，社会（1）

---

### 特集にあたって

進藤 理香子

---

20世紀における世界史上の転換点の一つとして数えられる1919年6月28日のヴェルサイユ条約調印からすでに百年余りが経過した。ヴェルサイユ体制，及びそれと不可分に展開したヴァイマル体制の検証は，今，新たな節目を迎えている。ドイツ史における初の共和国憲法が1919年7月31日の憲法制定国民議会により決議され，大統領エーヴェルトの署名をもって正式に制定されたのは1919年8月11日のことであった。その翌日の8月12日，だが憲法よりも先に官報で公示されたのは，ドイツの戦争責任を断定し法外な賠償金や領土割譲をドイツに課した連合国との講和条約の条文であった<sup>(1)</sup>。当時，世界で最も民主的と謳われたヴァイマル憲法の官報における公示と施行はそれに二日遅れ，8月14日付となった<sup>(2)</sup>。こうして新生ドイツのスタートを飾った1919年度のドイツ官報は，この国の根幹をなす新しい憲法と講和条約の二つを内包し，そこに綴じられた膨大な紙面の厚さは，まさにドイツという国がその後，背負うこととなった運命の重さを象徴するものとなった。

ヴェルサイユ体制下のドイツ，とりわけヴァイマル体制をめぐる諸問題に関して，ドイツ，日本をはじめ，すでに内外で膨大な研究蓄積が存在する<sup>(3)</sup>。それは一つに，1945年以降の歴史学が，第二次大戦の悲劇へ導いたナチズム成立の理由の解明，すなわちヴァイマル共和国の崩壊の原因を究明することに努めたからに他ならない。その命題は，なぜドイツ初の民主主義は挫折したのかとの問いであった<sup>(4)</sup>。

第二次大戦後，東西冷戦の最前線として誕生した東西ドイツにおけるヴァイマル憲法の扱いは複雑であった。かつて西ドイツと呼ばれたドイツ連邦共和国の憲法にあたる基本法は，国制の領域

---

(1) ヴェルサイユ条約は *Reichsgesetzblatt* (= *RGBl.*)，hrsg. v. Reichsministerium des Innern, Berlin に公示された。*RGBl.* 1919, Nr. 6958, S. 687-1349。

(2) 憲法の公示は以下，*RGBl.* 1919, Nr. 6982, S. 1383-1418。

(3) ヴァイマル共和国史に関する研究史的状况に関し Eberhard Kolb, *Die Weimarer Republik*, 8. Aufl., München 2013. 及び Andreas Wirsching, *Die Weimarer Republik. Politik und Gesellschaft*, München 2000 を参照。通史では以下の諸文献参照。Heinrich-August Winkler, *Weimar 1918-1933; Die Geschichte der ersten deutschen Demokratie*, München 1993. Horst Möller, *Die Weimarer Republik Demokratie in der Krise*, München 2018. Hans Mommsen, *Die verspielte Freiheit: Aufstieg und Untergang der Weimarer Republik*, durchgesehen und mit einem Nachwort versehen von Detlef Lehnert, erweiterte Neuauflage, Berlin 2018. Ursula Büttner, *Weimar. Die überforderte Republik 1918-1933*, Stuttgart 2008.

(4) Wirsching, 前掲書, S. 47。

におけるヴァイマル憲法の弱点を根本的に修正したうえで、こと民主主義あるいは基本的人権の根幹となる部分ではヴァイマル憲法の多くの概念を受容した。だが歴史政策上、冷戦体制下のアドナウアー政権は、ナチズムを自ずと呼び込むこととなった挫折したヴァイマル共和国に対し、一定の距離を置いた。西ドイツをヴァイマルとの連続性に位置付けることを退け、むしろ新しい民主主義に立つ成功したドイツとの像を確立させたのである<sup>(5)</sup>。それはとりわけ第二次大戦後、社会的市場経済に基づく早期復興と高度経済成長を達成し、フランスをはじめとする西ヨーロッパ諸国との共同体的結束を志向する西ドイツが、ヴェルサイユ体制下、14年という短命にもかかわらず幾度となく未曾有の経済危機に陥り、社会的不安定性と切り離せなかったヴァイマル共和国との明確な峻別を行ったからに他ならなかった。また壁の向こう側の社会主義ドイツにおいても、ヴァイマル共和国は常に批判的評価に晒された。独占資本と軍国主義プロイセンのユンカーに統括される攻撃的かつ報復主義的な社会構造として、ヴァイマル体制はファシズムとナチズムへ至る連続性の中で解釈された<sup>(6)</sup>。

だが、ヴァイマル共和国の成立からおよそ百年が過ぎ、そして冷戦の終結と東西ドイツ再統一から30年が経過した今、「ヴァイマル」に対するドイツ政府の姿勢も根本的な変化を見せている。ドイツ連邦大統領シュタインマイヤーは2019年2月、ヴァイマル憲法制定国民議会百周年記念に際する講演で、ヴァイマル憲法の再評価を求めた<sup>(7)</sup>。この中で、戦後西ドイツの学界が一貫してヴァイマル共和国をナチス体制の前史としてのみ扱い、なぜ国家の暴走を止めるために国民の一人一人が動かなかつたのかという根本問題から目を背け、むしろ共和国の崩壊を多分にその憲法の構造的欠陥問題<sup>(8)</sup>に押し付けてきたとして戦後歴史学の過ちを鋭く批判したのである。むしろ歴史学はシュタインマイヤーの述べるような一枚岩ではなく、周知のごとくヴァイマル体制に関しても多種多様な角度から研究が行われてきた。だが、このドイツ連邦大統領の問いかけが、ヴァイマル憲法の起草者らが本来意図した、民主主義と自由の保障、そして法治国家と社会国家という価値、それは正に第二次大戦後、ナチス体制と決別した民主主義国家として誕生したドイツ連邦共和国基本法に受け継がれているその事実、今一度光を当てたことは疑いない。

ヴァイマルをその終わりからのみ判断することに警鐘を鳴らすシュタインマイヤーの呼びかけは、確かに傾聴に値する。だが、ヴァイマル体制下の社会経済の史的再考を試みる本特集との関連において、あえて批判的注釈を付すならば、ヴァイマル共和国を評価の対象とする場合、それ

---

(5) Jörn Leonhard, *Prekäre Selbstversicherung. Die Weimarer Republik als Metapher und geschichtspolitisches Argument*, in: *Aus Politik und Zeitgeschichte*, 68 Jg., 18-20/2018, S. 11-18.

(6) Hans Mottek/ Walter Becker/ Alfred Schröter, *Wirtschaftsgeschichte Deutschlands. Ein Grundriß, Bd. III: Von der Zeit der Bismarckschen Reichsgründung 1871 bis zur Niederlage des faschistischen deutschen Imperialismus 1945*, 3. Aufl., Berlin 1977.

(7) Rede von Bundespräsident Dr. Frank-Walter Steinmeier beim Festakt „100 Jahre Weimarer Reichsverfassung“ am 6. Februar 2019 in Weimar, Bulletin der Bundesregierung, Nr. 21/1 vom 16. Februar 2019. 以下も参照 <https://www.bundespraesident.de/SharedDocs/Reden/DE/Frank-Walter-Steinmeier/Reden/2019/02/190206-Weimar-100-Jahre-Reichsverfassung.html>

(8) 例えば国制史の大家ハルトゥング (Fritz Hartung) は第二次大戦後のドイツ連邦共和国基本法との比較において、ヴァイマル憲法を振り返りその構造問題も含め強く批判的な立場をとった。フリッツ・ハルトゥング著、成瀬治・坂井栄八郎訳『ドイツ国制史』岩波書店、1980年、492-519頁参照。

は同時にヴェルサイユ体制下のドイツを意味する。二度の世界大戦、ナチス体制とその崩壊という現実を前に、1945年の敗戦後間もない瓦礫の中で、マイネッケをはじめとする当時のドイツ歴史学が突き付けられた課題とは、限定的な憲法制度の解釈問題などではなく、むしろ18世紀後半以降のドイツ近代化過程が行き着いた歴史総体に対する真摯な問いであったということ忘れてはならない<sup>(9)</sup>。このような意味において、ヴァイマル共和国に対する歴史評価はそれ以前とそれ以後のドイツの全ての歴史に対しても責任を負う。

経済史分野における日本の代表的研究では、加藤榮一の『ワイマル体制の経済構造』<sup>(10)</sup>が挙げられる。1973年当時、ナチズムへの移行問題を視野に置きつつ、ヴァイマル体制の経済的基盤の脆弱性の解明に捧げられた本書は、出版から50年近くたった現在でも当該分野の基本書としての価値を失っていない。またそれに並ぶ双璧の一つとして挙げられる工藤章の諸作品<sup>(11)</sup>では、加藤研究では網羅されえなかった企業史と国際資本・通商の側面から、ヴァイマルからナチズムへの移行過程が解明されている。これらの成果を踏まえつつ、本特集では、ここに改めてヴェルサイユ体制下のドイツ、同時にヴァイマル共和国の社会と経済に関し検討するものである。

本企画の特徴は、第一次大戦後の国際関係を規定したヴェルサイユ体制という外的構造と、ヴァイマル体制というドイツの内的構造の双方向から戦間期ドイツの動態を考察し、4人の執筆者による計5稿の論文を、前半751号・後半752号に分け二号連続で本誌に掲載する。国際問題と国内問題の連関的視点から、伊東林蔵（大原社会問題研究所兼任研究員）は、ヴェルサイユ条約で割譲が命じられた東西国境地帯に鉄鋼業が多く存在したことに注目し、その後のドイツにおける鉄鋼業再編過程について、内外の緊張を利用しつつ拡大したフリック・コンツェルンを事例に論じる（751号）。また梶田大知彦（専修大学経済学部准教授）は、ヴァイマル憲法に基づき労働者保護の立場から制度化された労使関係への国家の介入という問題に関し、ヴァイマル体制からナチス体制にかけて如何なる変容を遂げたのか、その連続性と断絶性について最新の研究動向から整理する（752号）。さらに対外政策について、進藤理香子（法政大学経済学部教授）はドイツから割譲されたメーメル地域及びそれを貫いて流れるメーメル河をめぐる国際的確執に着目し、ヴェルサイユ体制下におけるドイツとリトアニアの接近についてポーランド問題との関わりにおいて検討する（751号、752号）。戦間期ドイツの対外政策をヨーロッパの枠組みを超え、さらに世界史レベルでとらえる工藤章（東京大学名誉教授）は、ヴェルサイユ＝ワシントン体制下のドイツと中国の関係を論じる。中国問題で独自路線を開拓しつつあったドイツは1928年に中国との関税条約締結を達成し、アメリカ、日本をはじめとするワシントン9か国条約の列強諸国に強い衝撃を与えた。これらの過程に関し一次資料から明らかにされる（751号）。

（しんどう・りかこ 法政大学経済学部教授）

(9) Friedrich Meinecke, *Die deutsche Katastrophe. Betrachtungen und Erinnerungen*, in: *Friedrich Meinecke Werke*, Bd. 8: *Autobiographische Schriften*, hrsg. v. Eberhard Kessel, Stuttgart 1969, S. 321-445.

(10) 加藤榮一『ワイマル体制の経済構造』東京大学出版会、1973年。

(11) 工藤章『現代ドイツ化学企業史——IGファルベン成立・展開・解体』ミネルヴァ書房、1999年。同『20世紀ドイツ資本主義——国際定位と大企業体制』東京大学出版会、1999年。